

測量業者、登録申請の書類が大幅簡素化！本年4月1日より運用開始

～財務関係書類(法人)を大幅に簡素化し、手続きコストを削減～

国土交通省は、測量業（法人）の登録申請に必要な財務関係書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表）について、**行政手続コスト（事業者の作業時間）削減**のため、測量法施行規則を改正し、**従来の様式を廃止して新たに定める財務事項一覧表並びに会社法等の規定に準拠した既存の貸借対照表及び損益計算書**とします。（別紙）

※なお、「完成測量原価報告書」は引き続き必要となります。

損益計算書の従来様式（3枚）廃止

貸借対照表の従来様式（6枚）廃止

株主資本等変動計算書、注記表の従来様式（10枚）廃止

<新たに定める財務事項一覧表>

別表第13（第1回条関係） （旧紙の寸法は、日本産業規格A4とする。）

財務事項一覧表

令和 年 月 日現在
（単位：千円）

貸借対照表	I 資産 合計	
	流動資産 合計	
	固定資産 合計	
	繰延資産 合計	
	II 負債 合計	
	流動負債 合計	
	固定負債 合計	
	III 純資産 合計	
	株主資本 合計	

- ・法人が作成している**既存の**
○貸借対照表と
○損益計算書を添付
- ・作成が必要な財務に関する書類は、
○財務事項一覧表（1枚）と
○完成測量原価報告書（2枚）に
- ・登録申請のために作成する書類は、
21枚から3枚に（19枚削減）!

3 記載すべき金額は、千円単位をもって表のすること。ただし、会社法（平成17年法律第88号）第2条第9号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
4 企業の種類に当たつて有効数字がない場合においては、科目の記載を要しない。
5 株式会社である場合においては、「株主資本 合計」とあるのは「社員資本 合計」として記載すること。
6 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法は、取扱方式及び税込方式のうち財務事項一覧表の作成に当たつて採用したものを記載すること。

※ 令和2年3月31日までに決算期の到来した事業年度にかかる書類については、改正前の様式に基づいて作成することができます。

今回改正した財務に関する書類等は、国土交通省 HP でご確認いただけます。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000209.html

【問い合わせ先】 土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
中根(企画専門官:内線24813)、赤道(あかみち)(建設振興係長:内線24816)
03-5253-8111(代表) 03-5253-8282(直通) 03-5253-1555(FAX)

改正の経緯

- 平成29年3月、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(規制改革推進会議行政手続部会)が取りまとめられ、各省庁は主要な手続きについて行政手続コスト(事業者の作業時間)を20%削減するための基本計画を策定しており、測量法(昭和24年法律第188号)に基づく測量業者の登録に係る手続きについても簡素化を実施することとされている。
- これを受け、今般、測量法施行規則(昭和24年建設省令第16号)第13条及び第14条について、書類簡素化のため所要の改正を行った。

改正概要

- 登録申請者又は測量業者が法人である場合においては、一覧表形式の様式(財務事項一覧表)と、申請者が作成している会社法等に準拠した貸借対照表及び損益計算書の提出を求めることとする。
- 株主資本等変動計算書及び注記表は廃止する。

<イメージ>

改正前



貸借対照表及び損益計算書の様式を廃止



一覧表形式の様式の新設

申請者が作成している貸借対照表と損益計算書を添付

改正後

測量法施行規則 財務に関する書類

改正前		改正後	
貸借対照表	6枚	財務事項一覧表	1枚
損益計算書	3枚		
株主資本等変動計算書	1枚	<廃止>	-
注記表	9枚		
完成測量原価報告書	2枚	完成測量原価報告書	2枚
合計	21枚	合計	3枚

経過措置

- 令和2年3月31日までに決算期の到来した事業年度に係る書類については、従前の例によることができる。